

## 平安時代の貴族社会における作文

### POETRY COMPOSITION SESSION AT HEIAN COURT

Francine HÉRAIL \*

At Fujiwara no Michinaga's time, during about twenty years at the beginning of XIth century, Chinese poetry composition sessions were often held at Michinaga's house or at the court. Chinese versification specialists, members of the way of Arts had to be brilliant at these sessions. But Michinaga himself first of all and several high dignitaries including the Emperor also attended those sessions. Nevertheless, there were not so many officials or high dignitaries talented in this manner of composition. For high dignitaries, those sessions were additional distinctions and, for officials, an obligation if they wanted to attain a higher position in their careers. But the status of those sessions was not the same compared to Shinto celebrations or certain rules of procedure as nominations and promotions in the court life ruled by annual celebrations cycle. This means that composition sessions were not absolutely necessary but were means to show the country's high level of civilization. The nature of themes given at those

---

\* フランシーヌ・エライユ フランス国立高等研究院教授。平成7年度国文学研究資料館客員教授。『御堂関白記』の研究と翻訳によって第十二回山片桃蟠賞を受賞。1996年、勲四等宝冠賞を受賞。著作に「Notes Journalières de Fujiwara no Michinaga, ministre à la cour de Heian(995-1018) traduction du Midô kanpakuki」など。

sessions were rarely of a political nature and composers never tried to be critical, preferring lamentation about their own lot or praise of highly placed persons. As was said by Sanjonish-Sanetaka, one of the XVth century authors, the role of poetry composition was to obtain an elegant entertainment and to horror the contemporary government.

「平安時代の貴族社会における作文」というテーマを選びましたが、おそらく私は詩の大海を知らない井蛙のように見えるのではないかと恐れております。プログラムに平安時代と書いてあっても実際は平安中期、摂関政治の最盛期にとどめます。また詩の韻律の専門分野にも触れません。

藤原道長は真の文人ではありませんでしたが、政治家としては驚くほど度々詩を作るために人々を招きました。そこで平安社会において詩を作ると言うことがどんな役割を果たしたのかと言う質問が出てきます。大江匡衡と言う文人は紀伝道の専門家として、ある序に誇張してこういう風に述べました。

〈詩群徳之祖〉詩はもろもろの徳の大本、〈万福之宗也〉万福の大本なり、  
〈動天地感鬼神莫先於詩〉天地を動かし鬼神を感じさせるのに詩より先とするものはない（『江吏部集』中巻 冬日於州廟賦詩）。

匡衡が述べた通り、詩は宇宙にその影響を及ぼし、作文は国を治めるためにそんなに大事なことであったのか。信じられないほど大袈裟な言い方ではないでしょうか。屏風の絵に書いてあった詩は宮殿と貴族の邸宅を装飾しました。また逸話集によると詩は会話の種でした。それで詩を作成出来るかどうかと言う問題は別にして、朝廷に属した人々には詩は縁遠いものではなかったのです。

それにも拘わらず、古代日本人には作文・漢詩をまねて詩を作るのは不自然で困難なことでした。平安中期に編纂された『作文大体』という簡単な詩学書の最初の部分には、十世紀の有名な文章博士大江朝綱が明らかにした作文の基礎的な規則が列挙してあります。その序には

〈夫学問之道作文為先。若只誦經書不習詩賦〉学問の道は文を作るを先と

す。作文を習うために経書を誦する

つまり声を出して読むことでは足りないといえます。その点について問題なのは、平安中期の人々は音読か訓読か、どういう風に詩を読んだのかと言うことでしょう、訓読が習慣になったのは十世紀の初めごろのようです。それについていろいろな事例のなかから二三を取り上げて見ましょう。大学寮には十世紀ごろから声の博士の名前がなくなったそうです。十世紀の終わり長徳三年省試、式部省が監督していた文章生の採用試験で詩を判断した文人の試験官のあいだに論争が起きました。紀齊名は一人の候補者が同じ訓読をもっている二つの文字を使用したと批判しました。また『今昔物語』の一つの説話には、朝綱の死ののち師の宅に集まった弟子たちが白居易の詩を読みたく思い、朝綱はどんな読み方を使用したかと聞くと、家に残された年とった女は師の読み方を覚えていて、弟子たちにそれを教えたと言います（『今昔物語』巻24・27）。また大江匡房は『江談抄』に一条天皇が『元稹集』に紀齊名に訓点を付けさせたかったが齊名が拒んだ。なぜ拒んだか、紀伝道の専門家には訓点が必要なことではなかったと言う意見が可能ですが、川口久雄先生は紀家には『元稹集』の点本がそろっておらず、つまり手本がなかったと説明なさっています（『江談抄』301）。『江談抄』の比較的多くの逸話が白居易、菅原道真などの詩の読み方に触れています。

訓読に慣れてきた日本人は耳で唐の発音を取ることが出来ませんでした。しかし『作文大体』によると、作詩するために必要な最初の知識は四声を弁ずることです。弁じてから正しくこれらをあわせなければなりません。四声は平声、上声、去声、入声ですが、詩を作る時に大事な区別は平声と他の三声、つまり仄声のあいだにあります。平仄声の合わせ方に注意しなければなりません、日本人は漢詩の調子に不慣れで、おのずからこれらを覚える方法がなかったので、辞書によって作詩をしました。中国隋時代に文字の発音を分類する『切韻』と言う辞書が編纂されました。そのような辞書では各文字を切って二字をもって整理する方法が取られています。下の字は韻字です。日本でも中国の『切韻』

にまねて同じような辞書が作られました。九世紀の初めに菅原是善が唐の十三家の『切韻』を集めて『東宮切韻』を編纂したのがこれです。この本は現存しません。また十世紀に大江朝綱が『和注切韻』を纏めました。たぶん訓読もつけてあったのですが、是も失われてしまいました。しかし十二世紀の初めの『童蒙頌韻』は現存します。これは子供向けの学書で、三善為康が藤原忠道の求めに応じて上平と下平の三十二韻に分けておよそ三千文字を編纂したものです。暗記させやすくするために訓読を加えて、それぞれ意味がある四字句に文字を整理しました。

公卿と高い位の役人に欠くべからざる基本的知識を、藤原為光という大臣の七歳の子供に教える為に、天録元（970）年に、源為憲が十八門に分かれている『口遊』という教科書を編集しました。子供に暗唱させるためのものでした。書籍門のなかに『切韻』の辞言に載せてある四声の目録（各部門の戸主文字）を列挙しています。この目録を暗記させるのは切韻辞書を引く練習をさせる手段であったそうです。また五言と七言の絶句と律詩の組み方も載せています。『口遊』にはまた八病という八種の誤った韻の連ね方の呼称も出て来ますが具体的な説明がありません。作文大体には、その題目についてもっと詳しいパラグラフがあります。その他韻のあわせかたを覚えさせるために分類された詩集もありました。

紀伝道に属していた家の子供は若い時から作文を習いました。大江匡衡の『江吏部集』中巻にある述懐の詩に、その幼年期を回想して「七歳で書物をよみ始九歳になって詩を作り始めた」という文句があります。文章生になる試験を受けるためには作詩する才能が必要であったので、文章生、文章特業生、文章博士という資格を取った人々は原則として作詩が出来たのですが、その連中にはレベル以上に達した人が少なかったのです。作文の技巧を身につけるためには、時間、勉強、記憶力、練習が必須でしたが、技巧を超えて意味、味、面白さ、独創性がある詩を作るためには本当の文学的才能が必要であり、それがなかったら学生の宿題のように無味乾燥の詩しか生まれませんでしょう。

十世紀後半の世代には、水準以上の作家が比較的多かったのです。文人のなかには『扶桑集』を編纂した紀齊名、『本朝麗藻』に一番多く詩が載せてある大江以言、『江吏部集』を残した大江匡衡たちは有名な作家です。それらのほかに『本朝麗藻』によく出てくる『口遊』の作家源為憲、紫式部の父藤原為時、その詩には古典から引用された故事が多くやや学術的な作品を残した源孝道、現存する詩があまりなく普通の受領の暮らしをして『本朝文粹』を編纂した明衡の父藤原敦信、大納言の息子でその同級生より出世し和歌集も残した藤原輔尹、その詩がほとんど現存しないため評判だけで知られる藤原挙直、その六人について匡衡が「凡庸な人たちのレベルをこえたから貧乏な暮らしにも満足していた」と手紙に書きました。また『本朝文粹』に載せてある作品と、浄土信仰と関係ある作品を書いた慶滋保胤も名を残しました。『和名類聚抄』を編集した源順は道長の全盛期の前に世を去りました。

公卿のなかにも優秀な人がいました。詩の数から見て『本朝麗藻』に二番目に来る作家は具平親王です。具平親王は、あまり出世できなかった役人の作家とともに作文を純粋に楽しむグループの中心的な存在でした。宮廷においては、藤原実資がある程度まで皮肉に書いた文章にしたがえば、左大臣道長に恪勤祇候している上達部では、藤原公任と藤原齐信をはじめ源俊賢と藤原行成という納言が作文会によく出席しました。かなりたくさんの詩が『本朝麗藻』に載せてある藤原伊周も上手でした。その母方の祖父が文人であったからかもしれません。道長自身も熱心に作詩しました。その点で問題なのは、彼が筆を走らせて日記を書いていた時にたくさん文字の間違いをしているので、そのように文字の知識が薄くては作文ができなかっただろうと言う意見が出ることです。ですから誰か文人の援助を得て詩を作ったのかも知れません。またはよく注意して辞書を引いて作詩したとも考えられます。ともかく『大鏡』の語り手は、道長が何かことのあった際に即して、白居易と貫之より優れた詩と和歌を作ったと誇張して述べています。詩を賦する能力がなかった人々は文人に頼んで詩を請けたそうです。藤原実資によると、長元三年九月に天皇の前で作文会があっ

て属文の人が詩を作ったが、非属文の人が関白藤原頼通と大納言藤原長家の只作を請けました。作詩しなくなかった公卿もある程度詩が身につけていました。例えば寛仁二年に土御門邸が再建された時に、道長の家人源頼光がたくさんの家具を寄贈しました。それを見て実資は、贅沢にたいしての過度の関心を批判するために自ずから『白氏文集』の詩を引用しています（『小右記』寛仁2年6月20日）。

朝廷の女性にも朝廷の人達が歌った朗詠を聞いて暗記する機会があったかも知れませんが、何れにしても漢詩にたいして彼等は全く無知ではありませんでした。だれもが覚えている『枕草子』の87段は、清少納言が突然に一句を見てそれが白居易のどの詩から引用されたものであるかがすぐ分かったという場面です。また紫式部は中宮に『白氏文集』を読ませたということが有名です。『江談抄』のある逸話は、藤原道長の妻源倫子の鷹司殿の屏風詩に触れています（『江談抄』340）。これらで女性が住むところにもいつも装飾として詩が傍らにあったと分かります。

終わりに天皇などは作文にたいして興味をもっていたかどうか。天曆の村上天皇は、延喜の善政にならって作文を重んじて自分でも作詩しました。けれども次の冷泉天皇と円融天皇および花山天皇は詩を作成しなかったそうです。理由は冷泉天皇の場合にはその精神状態が、また円融天皇の場合には宮廷と摂関家の不安定が原因であったそうです。花山天皇は短い在位期間に作文を催していますが、文人右中弁の藤原惟成の勧めに従ったものであったかも知れません。しかしこの天皇は作詩をしたことはないそうです。その特異な趣味は、作文よりもっと軽薄な行事、例えば蹴鞠と競馬と歌合わせでした。一条天皇は村上天皇を手本にして作詩しました。大江匡房が著作した『続本朝往生伝』にある一条天皇の伝記には、この天皇の音楽、文学作文、和歌、いろいろな分野について才能がたたえられています。匡房は儒者としてその分野を最初に、音楽すぐそのつぎに文学つまり作文という正しい順序に従って列挙しています。一条天皇は各分野の優れた専門家を集めていました。作文の時には匡衡、以言、斉名

とそのほかの優秀な文人を招待しています。三条天皇は作文にたいして興味を持っていませんでした。在位の時に省試の詩について議論が起こり、その際天皇に奏を提出しましたが、三条天皇は「案内知らざることなり」と答えて道長に決定を任せました（『小右記』長和5年1月24日）。

結局詩を作るために平仄の連ね方に決まりがあるのみならず対照、色の対照、数の対照、季節の対照について詳しい規則があるので、意志があるひとはその規則を習って暗記した句の引用を巧みに組み立てれば詩ができます。ですから本当の詩人であったかどうかはさておき、朝廷の作文会に参加することができたひとは割合に多かったけれども、彼等は役人の一種の義務として参加したのです。

※

朝廷の作文にたいしての興味をはかるために、儀式書と六国史と他の資料おもに日記を調べても、時代によって資料の数と性質が違うので、明らかな結果は得られないでしょう。しかしそれを調べるのは無意味ではないかも知れません。

十世紀ごろから、朝廷の定期的な年中行事と臨時行事のさまざまな儀式と行政手続きは、その実行のし方について詳しい説明が加えられて書物に列挙されていきました。その後たくさん先例をそのような書物に入れて、それらに有職故実と言う名称をつけました。道長時代にそのような作品のなかで一番使われたものは『西宮記』でした。作文と言う言葉は年中行事に五六度出て来ます。一月に開かれた内宴と言う宴会では、天皇が仁寿殿に文人を招いて詩を作らせました。注意しなくてはならない点は、内裏のなかの場所で公式の儀式を行う紫宸殿ではなくて昔は天皇が暮らした仁寿殿が選ばれたことです。その理由は、内宴がはじまったころの重要な客は公卿ではなくて、割合に低い位の文人であったためだと推測ができます。三月に奈良時代にも行った曲水の宴という行事があります。曲がりくねって流れる水のほとりに坐して酒を飲みながら詩を読むと言う行事ですが、『西宮記』の年中行事に現われてはいても、実際は一人

の天皇の在位期に一二度しか行われませんでした。中国から来た庚申信仰に基づいていた御庚申は、決まった日に音楽、作文、和歌、双六など、さまざまな遊びに耽って眠らないようにして夜を過ごす習慣でした。二月と八月の初めに孔子と先聖と先師を祭る釈奠の際にも文人は詩を作りました。更に九月九日の重陽節会にも作文を伴う宴を催しました。内宴と違って宴の場所は紫宸殿でした。『西宮記』の臨時行事で作文があるのは三月の花の宴、三四月の藤花の宴、十月の菊の宴です。

奈良時代にさかのぼって『続日本紀』によると、作文がある公式の儀式は、文人と学生を招く曲水宴だけでした。その他に定期的な公式の行事ではなくて、宴会または遠足の際には詩を作る機会もありました。平安時代になると九世紀前半に編纂された『内裏式』と九世紀後半に編集された『儀式（貞観儀式）』に、作文という言葉は釈奠と九月九日の際だけに出て来ます。重陽節会の代わりに菊花の宴と言う言い方もあります。清和天皇の時から内宴を年中の儀式次第に入れて定期的な行事としたかったのですが、『西宮記』に載せてあっても毎年同じ日には行われませんでした。けれども十一世紀の初めの儀式次第の書『北山抄』によれば、作文がある定期的な行事は内宴と重陽節会だけでした。

実際には作文を伴わない儀式は、神道の祈年祭、神嘗祭、仏教の御齋会、御仏名、または除目、叙位と言った純行政手続のおりには大体きちんと守られていました。それらの日付と形はあまり変わらなかったのですが、九世紀の終ごろ年中行事の障子がたてられた時から十世紀の儀礼書には、作文がある儀式はあまり出て来ません。中国から来た三月の三日、五月の五日、七月の七日の節会は雑令の終に現われますが、奈良時代には曲水の宴だけに作文があったそうです。五月の端午節会はもとより作文と無関係でしたが、十世紀になると主に菖蒲酒と薬玉がその日の特徴になりました。七月の節会は奈良時代には相撲の日でしたが、九世紀の初めに相撲が十六日に改められたので、七日の夜は宮廷に乞巧奠の飾りを立てる習慣があらわれましたが、その節会については儀礼書にはあまり説明がありません。けれどもこれらは作文の機会でもありました。

令に列挙されていない九月の九日の重陽節会は、九世紀の初めに詩を賦する宴の形を取りました。

前に申した通り、時代状況と天皇の知識によって詩を賦す機会の数と形は違って来ます。例えば村上天皇の時に重陽の宴があったかどうか分からないのですが、現存している資料にはその宴は出て来ません。その代わりに十月の残菊の宴が設立されましたが、村上天皇以降残菊の宴は恒例の儀式から省かれました。同じくこの天皇の在位の初めに、三四月に藤花の宴が『日本記略』に二度見えます。一月の内宴と三月の花の宴は六七度ずつ割合に多く出て来ます。また『日本記略』に時々天皇が重陽節会、端午節会、乞巧奠の時に詩を作製したと言う文が出て来ます。また天徳三年に初めて鬮詩、詩合わせが朝廷で催されました。天皇の前で開かれた盛大な式でした。一条天皇の場合には資料が多く、従って作文の数も多いのです。長徳元（995）年道長が内覧の宣旨を受けてから長保八（1011）年一条天皇の死まで、朝廷に三十五の作文があって、道長の邸宅に四十の作文会が数えられます。長保八（1011）年から寛仁三（1019）年道長が出家した時まで、三条天皇の時には朝廷には作文がなく、後一条天皇の在位の初めにわずか三度、道長またはその長女の皇太后のところに十八の作文会がありました。このようにたくさんの作文があっても年中行事の式次第にしたがって実行された宴会は多くありませんでした。稀に公定の内宴、曲水の宴、重陽節会が催されました。また臨時の行事として、天皇が道長宅に行幸した時に花の宴のような儀式がありました。親王の読書初めの場合にも公卿と文人が詩を賦しています。ほとんどの場合花の季節、菊の季節、秋の初めの乞巧奠、つまり三、七、九、十月に省略された式にしたがって作詩されました。また道長が法華三十講を行った時、権力を振るった大臣にへつらうために大勢公卿と役人が集まりました。そのような機会に、道長はかれらを喜ばせるために遊びとして競馬、和歌、作文などを行っています。秋に宇治の別荘に船に乗って行った時には、その客に絶句、律詩、連句を作らせたことは確かです。毎年行われた年中行事の儀式と作文があるもっと自由に行われた宴会を比べれば、各々

の地位と機能が違うということが分かるでしょう。程度の差こそあれ作文は不可欠ではなかったが、文明が盛んになった時代の飾り、その時代の印であったといえるでしょう。村上天皇は名声のあった醍醐天皇を手本としました。道長も醍醐、村上天皇の時代より劣らないように努力しました。作文会では作られた詩などに序を付けることを一人の文人に頼みました。『本朝文粹』、『江吏部集』に載せてある序の文句から大袈裟ではありますが、平安時代の作文に対しての考えがある程度まで伝わって来ます。その点について、大江匡衡の二つの文章を読みしたいと思います。第一は

〈夫人情者聖王之田也〉人の感情は優れた天皇の田なり、〈世治則学稼自茂〉世が治まるとすなわち学問の実自ずから茂る、〈楽曲者明時之玩也〉音曲は文明の時の遊びなり、〈政調則德音遍聞〉まつりごとの調子はすればすなわち徳の音あまねく聞こえる

と言うのです（『江吏部集』上巻 夏夜守庚申侍清涼殿同賦避暑对水石）。つまり作文は世をよく治める手段ではなくて、世が治まってから遊びが出来ると言うものです。第二は

〈本朝者詩国也〉日本は詩の国なり、〈文章昌則主寿〉文章がさかんであればすなわち天皇の命は長い、〈礼楽興則世治〉礼楽が興ればすなわち世は治まる、〈是以聖上亦万機余閑〉これをもって天皇は政務を行っても十分静かな時間がある（『江吏部集』上巻 九月尽日同賦送秋筆硯中）。

この二番目の引用の意味は最初の引用と少し違います。天皇は作文と関係のある礼と音楽をもって世を治めると言う意味を含む引用です。年中行事の中の作文の地位を調べた時に、作文は朝廷の飾りと言う意見が出てきました。序にある文句を見ると、作文は文明を広げる手段であって施政の方法となれると言う思想がありましたが、これは理想ではなかったのでしょうか。この問題の解答は詩の題目に懸かかって来ます。『作文大体』の最初の段には、詩を作る道は先ず題目を考えなければなりませんとあります。題には実題があり虚題があります。実題とは経籍の奥理、深い意味から取った題です。虚題は風月、自然の

美しさ、浮花、実のないわべの美しさに関わる題の事です。

『本朝麗藻』、『扶桑集』、『江吏部集』の詩の題と、その詩が現存しなくても『日本記略』と『日記』にある題などがほとんど皆虚題です。天皇の前で催される作文会には、その時の優秀な文人に題を提出させましたが、天皇は時として用いませんでした。天曆七（953）年に文章博士が書いた実題を見て村上天皇は不快であり、面白くないと即断して違う題を命じましたが、その二番目の題は非常に月並な虚題でした、

〈博士参入仰事由両儒書題了伝取奏聞仰云件題等不快令改進者仰其由令改献而奏聞以直幹進花寒菊点藜為題〉（『九条殿記』天曆7年10月5日）。

多分貴族は実題より古典の引用が少ない虚題を好んだでしょうが、受け入れられなかった題は残っていないので、それは推測だけにとどまるものかも知れません。経籍から取った題であるかどうか私は確かめることが出来なかったので、本当の『作文大体』の定義による実題であるかどうか分からないのですが、稀に倫理的なニュアンスに染まった題が与えられたようです。例えばある年の省試に

〈養民在恵〉たみをやしなうはめぐむにある（『小右記』治安2年5月19日）。

またある庚申の日に

〈瑶琴治世音〉瑶琴はよの音を治む（『本朝麗藻』96）

と言う題が出されました。これは美しい音を発する琴、天皇のことは世のおとを整える、沈めると言う意味が裏にあって、天皇の善政の効き目を称える勸めであったと考えたいと思います。宮廷のある密宴には

〈所貴是賢才〉たつとぶところは賢才なり（『本朝麗藻』114）

と言った題も見られます。

虚題の詩には二つの種類があります。一つは中国、主に白居易の詩のある文句を題としたものです。もう一つは五言の句を作って題目としたものです。平安中期の題目の大部分は季節と関係があって、作られた詩はその季節に応じて

目の前の景色または絵、屏風の景色を描写するものでした。ですから題にはいつも同じ言葉、花、菊、月、風、春、秋、露、水、山、が使われています。春に会う言葉には花、鳥、霧が割合に多く使われました。月、風、菊、葉と言う言葉は秋によく合うのです。たとえば春には

〈花鳥春資貯〉花と鳥は春の資貯（財産）なり（『本朝麗藻』8）

乞巧奠の日に

〈佳会風為使〉めでたい出会い風を使いとす（同上50）

陽節会には

〈菊有延年術〉菊には年をのばす術がある（『江吏部集』下巻 重陽侍宴 清涼殿同賦）

天徳三年八月の鬪詩、詩合わせの時の題は

与月有秋期、蘭氣入輕風、蛩飛白露間、唳雲胡雁遠、穉光變山水、蜚声入夜催、林開霧半収、綴草露垂球、松江落葉波、秋声勝管絃、

以上、皆秋と関係がある。それでもそのような題に相応する詩は、皆が皆純粋な景色描写ではなく、何首かは象徴的な意味をもっています。菊は霜に強い花であって賢人の象徴になりました。色が変わらない松は寿命の象徴であって、度々道長の運命に当てはめて歌われました。多分その単調な題目に人は飽き飽きしただろうと思われるけれども、平安中期の公卿と文人はそうは思いませんでした。道長の宅で催された庚申の夜には、次の題が選ばれました。

〈未飽風月思〉いまだ風月の思いに飽かず。

『本朝麗藻』（121-124）にはその時の五首が列挙されています。藤原公任は

〈何事詞人未飽心、嘲風暁月思弥深〉なにごとぞ詩人のいまだところに飽かざること風を嘲り月をあざけりて思いいよいよ深し

と読んでいます。二番目のあざけりに当たる字は暁ろう／もてあそびと言う字です。結局自由に言葉を選んで、風と月を詩う楽しみを取ると言うことです。

藤原為時は

〈未飽多年詩思侵清風朗月久沈吟〉未だ飽かず多年詩思の侵すことに清風

朗月久しく沈吟す。

幾年間詩の思いが私に忍び込んだ、殊に清い風と輝く月を久しく口ずさんだ。その日に作詩した人達は自然は変わることなく毎年同じ美しさを与えて人間の心を慰めてくれる。菊、草、水、自然の様相は種々な考えを起こさせる。景色の前に古い感情もよみがえって、その場の感情が深くなってくる、と言うような説明を展開したのです。

自然の景色と言っても目の前の景色ではなくて、時、場所、季節にふさわしい適当な描写だけで終わることもしばしばでした。例えば寛弘元（1004）年閏九月に、道長が親しい公卿と文人を連れて宇治の別荘に行った時に、宇治別業における即時という題について詩を作成しました。余談ながら即興と言う言い方には疑いが残ります。道長の詩にある句は〈旅店寒風宿風寒〉波の声にやどる。藤原行成の詩の句は〈門前秋導三巴峽〉（中国の一番長川で急流川のあるところ）と読んだものです（『本朝麗藻』87, 88）。二人とも宇治川は急流の川であると言うことを暗示していますが、『御堂関白記』によると日照の時だったので、水位が低く波の声が聞こえたかどうかは疑がわしいと思います。

作文は儀式でした。また社交界、文人界の集まりでした。つまり何時も一緒に同じ題の詩を作成する機会でもあったわけです。そこには題を選ぶ自由がなく、その結果提出された詩を作文の場で比較することが出来ました。換言すればある意味で作文は競争の場でした。

儀式の場合は何週間も前に準備が始まります。朝廷においては場所を装飾して楽士（倍従）を選択し、公卿と文人と他の役人を召集して宴会の材料を手に入れて初めて、種々の義務が果たされるわけです。内宴、密宴、曲水宴、重陽の節会の宴会の壮大な儀式の日には、天皇がその場に出てから各々の役割と位にしたがって参加者達が決まった座に着きます。題は前もって選ばれていたと思われるのですが、あらためて文章博士を呼んで題を提出させます。天皇が題を見て容認してから、それをもう一度書かせます。次に時の事情、時の天皇と大臣の徳、場所の美しさをたたえる序文を書く文人を選ぶのですが、実際は宴会の

前に任名されていました。硯箱と紙を配ります。それらを果たすために数時間が掛かります。次に属文の人は詩を作成し始めますが、その時に管絃が曲を演奏して、宴会の高杯と衝重を分配して酒を出すなど、いろいろの行事が行われます。時として同じ日に違う場所で、御書所に屈した人を募集する試験も行われますが、彼等に与えられた題は低い位と高い位の人の間の競争を避けるためであったのでしょうか、殿上に昇っていた人の題と違うものでした。時には学生を呼んで詩を作成させることもありました。一般に昼過ぎに始まった宴会は翌日の朝に終わりました。

最後の段は詩などの詠誦で、あらかじめ読師と講師を任名してありました。読師は上達部としてその段を監督し、詩人の位によって詩を分類する役目を果たします。講師とは高い声で低い位の人の詩から始めて訓読で詩を読む人を行います。作文会の参加者は季節に応じた題について作成したので、不意をうたれることはなかったのです。またある時にはあらかじめ題を得て、十分に適当な句を暗記する時間があることもありました。天徳三年の鬮詩の略記に〈十日間の程左右方方或斟陸機之詞濤或謂潘岳之麗藻〉とあります。また寛弘元(1004)年には、予定された曲水宴が途中で状況が変わって普通の作文会になりました。序の担当者になった大江匡衡が、曲水宴に合う文章を書き直さなかったのです。つまり一般に前もって序が書かれたことの証拠で、詩を作成した人々はある程度前もって準備が出来たものと思われる。

朝の座によく聞こえるように、参加者にはその座を去って講師に近づく許可が与えられました。自分で詩を作成する力がなかった人々の中には、詩を鑑賞する人もいました。詩を判断するために二つの種類の基準を用いました。一つは韻声の正しい組み立て方、もう一つは文章の題に適合しているかどうかです。例えば寛弘元(1004)年、御書所衆の定員を補うために試験が行われました。天皇が

〈秋叢露作佩〉秋のくさむらに露はおびだまを作る

という題を作りました。九人の志望者の詩が読まれてから、藤原道長と公卿と

文人が提出された詩を判断したのですが、異議なしに及第した二人の詩に〈無病題意頗作〉、また〈無難有題意〉と言う評価をつけました。病という言葉は韻声の誤に当たります。落第した人の詩について〈雖無病無題意〉または〈有字誤〉と言う判断が下されました。一番若い志望者の詩は〈難無難題意点画多誤〉とされました（『権記裏書』 寛弘2年7月10日）。字の誤と点画、字の形の誤を区別しました。試験の場合に文人の試験官が一番注意を集中したのは、韻声の病でした。実際には『本朝麗藻』の詩集に使用された字の数はそんなに多くないという点から推測すれば、文人が病に気付くことは難かしくなかったでしょう。題の意に適合した詩であったかどうかと言う問題はもっと難しいことでした。残念ながら闕詩の詳しい判断がありません。道長の時に藤原実資はあまり上手でない公卿が試験に掛り合いになったことを批判していますが、それにもかかわらず何度もかれらが文人と一緒に詩を判断しました。彼等の基準が文人の基準と違ったのはありそうなことです。多分日本人は少し不自然な漢詩の規則に基ずいた詩より、面白く感動的な性質のある詩を重んじた、換言すれば作文は純漢詩の形から離れて衰退の時にいったと言われるかも知れません。とにかく文人のような学問と練習機会を持たなかった上達部が、その後の作文の展開に影響を与えたのかも知れません。その他に文人には高い位の人の保護をうけることが多かったので、その人の詩を批判することは難かしくなりました。『本朝麗藻』に編纂された道長の詩には、平仄の組み合わせの病が見えていますが、それに対して正直な批評は出来なかつただろうと思われまふ。それらも衰退の要因になるかも知れません。

それにも拘わらず、専門家と鑑賞者の評価によって詩を提出した人々は、名誉または不名誉を得ました。十世紀ごろから文人は良い職まで進む可能性が少なかったため、朝廷の儀式においてももの笑いにのみならず、その技巧が注目を引くと言うことは大切なことでありました。平安朝廷は狭い社会で話す時間は十分ありました。人の成績、人の作が話題になったそうです。『江談抄』を読むと詩人についての批評が多くて、二人の詩人の比較、どちらが勝り

どちらが劣っているかと言った問題は普段の話題になったことが分かります。詩を作った公卿のあいだにも競争心がありました。同じ様な家柄、同じ年齢であった公任と斉信は競争相手でした。結局作文は単なる朝廷の文明発達の印ではなく、ある程度まで人々の出世する手段にもなりました。

※

大江以言は寛弘元（1004）年に、宇治の作文会で作成された詩の序に、作詩について次のように述べました。

〈魚虫草木之興普扱天下之風情下誠上達之謀尽察人間之露胆〉うお、むし、くさ、木の興は天下の風情を扱ひ（詩は自然にたいして興味をもって天下の様子をよりわける方法であつて）下の本当の心は上達の謀りごとは尽く人間の露胆を察する（詩は下の人の感情が上の人に伝わって彼は表出された人間の真心を察する方法である）つまり上の人は人間の心理が分かって上手に政治が行われる（『本朝文粹』巻9 暮秋倍左相府宇治別業即事）。これは作詩の機能についての古い考えでありましたが、平安中期の詩の内容はそれを確認するものであるかどうかは疑わしいところです。直接に表現された感情と意見は割合に少なかったと言えます。景色の美しさを感じ、有徳の天皇と大臣の下に暮らして喜び、宮殿または重要な人に招かれて感謝し、酒を飲んで楽しみ、昔の友達と青年期を壊かしく述壊し、過ぎ去った年月を悲しみ、仏の慈悲心を仰いで信頼する。文人の場合には年を取っても五位以上に進むことが出来なかったことの嘆きなどの感情のなかにはそれまでの中国と日本の詩集に表現されなかったものはありませんでした。

また中国における作詩のもう一つの特徴は社会、政事を批判する方法でした。〈清夜月光多〉と言う題について一条天皇が読んだ詩に

〈席上英才宜露胆由来諷諭附詩能〉席上の英才宜しく露胆すべし、由来諷諭は詩能に附きたり。

とあります。諷諭と言う表現は遠回しに諭す、直接でなく批判するという意味を持ちます。天皇の第四句に反響するように、藤原斉信はその詩の第四句に

〈照到於同皇徳遍家々争望得相仍〉照り到ることここにひとしくして皇徳  
遍し家々争いて望むあいよることを得む

と言って天皇の徳を称えています（『本朝麗藻』40—41）。日本の詩人は批判より、よく憂い、憾みごとを表わしました。例えば寛弘三（1006）年三月の終に宴会が催された時に、源孝道はその詩の第四句に

〈二十年前重侍宴浅緋未改白頭情〉二十年前重ねて宴に侍べるも あけ  
るも未だ改まらず白頭のこころあり

と読んで、二十年前から五位の赤い服装を着て昇格しなかったと言う恨み言を率直に述べました（『本朝麗藻』18）。同じ日に紀為基も

〈林池勝趣春方暮寒木欲期何日栄〉林池の勝趣春まさに暮れなむ寒木いず  
れの日にかはなさくことを期せむとす

と言って、自身文人として低い位の人と文学の道があまり重んぜられていないと言う訴えを表わしました（『本朝麗藻』17）。

平安中期に作成された詩の大部分は季節に会う景色、山水の眺め、宮殿と貴族の邸宅、庭の様子などを多少とも巧みに描写していたのですが、景色を喚起するだけではなくて時として象徴的な意味も含んでいました。例えば清さ、美しさ、明るさに満ちている場面または芳しい風のようなものは、天皇と大臣の善政を暗示しているそうです。また遠回しの言い方は典故、中国の古典にある故事、時として古典に現われる人間の名前に基づいています。つまり当時の状況または自分の感情を古典にある状況と同一視するのです。例えば寛弘三（1006）年三月に一条天皇が生まれた東三条の第において、天皇の前で花の宴が行われました。藤原道長と藤原伊周は同じく漢高祖が故郷に行幸した故事に触れました。道長の詩には

〈再有沛中臨幸情〉再び高祖の沛言う故郷に行幸があつてそのところの人  
達がよろこんだ。

一条天皇が生まれたところ、摂関家の東三条第に行幸して同じように喜びと感謝と自慢の感動が起こると暗示したのです（『本朝麗藻』12）。伊周の詩には

〈可憐沛老狎恩情〉(天皇が三度東三条箔に行幸したから) 憐れむべし沛  
老の恩情

になれたることを言う文句は道長の氏の長者としての榮譽を暗示するそうです(『本朝麗藻』13)。その故事は一方では該当しますが、漢王朝の創立者高祖の性格は弱気な一条天皇に適合していません。他の例として道長が宇治の別荘で作成した詩の最後の文句に

〈秋興移将潘令情〉秋のおもむきはうつりゆくは潘令のこころ

と言う。潘令は三世紀の詩人潘岳です、令は職の名です。『文選』にある秋興の賦には、「潘岳は万物変わって衰えると言う悲しい考えに耽つているが、自分も年を取って職を止めて静かな生活をしたい」と言う感情を表わしたものです。道長の詩にある秋の悲しい思いは季節には合うが、潘岳の職の気掛かりから離れて自由に静かな生活をすると言う願いは、未だ完全な成功を得なかった左大臣には適合しません(『本朝麗藻』87)。典故は度々半分当たらないと思われれます。

時として詩人が自身の状態に当たる象徴的な表現を使用する例もあるそうです。藤原道長とその甥伊周の敵対関係は周知のことです。長徳二(996)年に道長が内大臣伊周を左遷させました。長徳三(997)年に伊周は平安に召還されましたが、摂政関白の地位に昇る可能性はほとんど失っていました。その妹定子皇后が生んだ親王敦康、一条天皇の第一親王は伊周の最後の希望になりました。寛弘二(1005)年三月の終りごろ、伊周が道長の土御門を訪問しました。季節に会う〈花落春帰路〉と言う題について作文会が行われました。翌日源俊賢は伊周の詩について〈毎句有感、満座拭涙〉と言いました。他の人によると道長も感動して嘆いた(『小右記』寛弘2年4月1日・2日)そうです。伊周は第一句に「花落ちて紛紛たり」と読みました。ふんぶんと言う表現にはみだれ散ると讒言を構えると言う二つ意味があります。左遷された時の非難は事実に基づくものであったかどうか疑わしいことでした。第三句の「枝は空しく嶺徼」と言う文句も伊周のその時の状態に当たります。道長は彼の勢力を奪って

そびえる嶺のように天皇の恩を遮っている。この徹、めぐると言う字に遮るの意味もあるそうです（『本朝麗藻』27）。道長と伊周の競争に賭けられていたのは敦康親王の運命でした。朝廷ではこの親王は東宮になれば、伊周は絶望が消えて閑白になる道が開かれると思われていました。親王の読書初めの儀が終ってから作文会が行われました。『本朝麗藻』（106-113）にその日に作成された八首の絶句が列挙されています。その内容は学問の称賛、父にたいして・天皇にたいしての孝の重視、六歳の親王の才能と天皇の徳を褒める言葉などが、常套句に過ぎませんが留意事項があります。詩でしたので親王と言う言葉の替りに唐名が使用される習慣がありました。『拾芥抄』には親王の二十唐名が並べてあります。他の参加者は簡単に我王と言う言い方を使っていますが、道長だけは兎園というちょっと珍しい表現を選びました（『本朝麗藻』107）。何か下心があったと思われる。兎園と言う言葉は漢時代の文帝の二番目の王子を示唆しています。その王子の伝記は『史記』にあります。様々の面で漢時代の王子の状況は敦康親王の状況に似ていました。存命中文帝はその二番目の王子武王を愛して彼を皇太子に就けたいと望んでいました。武王はその兄に継いで皇太子になる希望を持っていたのですが、朝廷の高官がそれを拒みました。また武王は梁の領土を受けて素晴らしい園を築いて、その兎園に文人を集めて作文を楽しむとしました。道長は巧みに唐名を使用して、敦康親王の未来について自分自身の意志を知らせたのではないのでしょうか。一条天皇の希望にも拘わらず、左大臣道長は敦康親王の立太子を妨げる決心をしていたことを表わしたのかも知れません。また道長は、敦康親王が兎園を持っていた王子のように風流な暮らしをすることを望んだのかも知れません。このように割合に大切な点に触れた例は『本朝麗藻』にもう二三見つけることが出来るかも知れませんがその数は非常に少なかったのです。

※

平安貴族社会における作文の地位と機能は、その当時詩を作成した人の数と、その中であって詞華集に載せるほどの見事な詩を作成した人の割合を基準とし

てみることによってよくおわかりいただけるのではないのでしょうか。その割合は道長の全盛期には、朝廷に属していた人1000人にたいして50人くらいだったそうです。また年中行事の中の作文会は、不可欠の行事ではなくても国としては文明の発達印であり、人にとっては名誉を得て昇格する手段であったと思われまゝ。それにも拘わらず十一世紀の初めに作文の専門家、紀伝道に属していた文人は高官、公卿になる可能性がほとんどなくなったのです。貴族社会では、文人が中国風の作文にたいしての概念を言葉の上では守ったにも拘わらず、風月に触れている題が多く作文は和歌に近づく傾向がありました。終に詩の調子を捉えることなく暗示と陰喩をかりうじて理解しようとする門外漢の考えを敢えて述べるならば、『本朝麗藻』においては、不自然な対照とこじつけの典故が多くある詩より、明瞭に景色の印象を伝える詩の方に魅力があると思ひます。

（『本朝麗藻』の句の読み下しは「川口久雄と『本朝麗藻』を読む会」編『「本朝麗藻」簡注』の読み下しです。）